

～資料編～

## 1 用語解説

---

### あ行

#### 悪性新生物（P 14, 30, 44）

がん並びに肉腫のことで、悪性腫瘍とも呼ぶ。細菌、ウイルスのように外から侵入してくるものではなく、その人本来の細胞が変化したもので、内から発生するもの。

#### エジンバラ産後うつ病質問票（P 51）

エジンバラ産後うつ病自己評価票（Edinburgh Postnatal Depression Scale: EPDS）は、産後うつ病のスクリーニングを目的として、1987年にCoxらが開発した自己記入式質問紙。

#### SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）（P 38, 45）

社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。

#### SOS おきよう体操（P 36）

市民健康体操。市民の健康増進に役立てるために平成23年（2011年）に作成した。目覚めや今から一日が始まる気持ちをイメージした体操。市内の名所、伝説を模した動作になっている。

#### SOS 健康・情報ステーション（ステーション）（P 1, 29, 31, 46, 47）

第1次計画において、計画の柱となる「情報」と市民の「居場所・役立ち感」を達成するために市内各所に設置されたもの。

#### SOS 健康・情報センター（健康・情報センター）（P 1, 46, 48）

第1次計画において、SOS健康・情報ステーションの中央駅として健康・情報ネットワークを確立するために設置されたもの。

### か行

#### 健康寿命（P 11, 14）

「寝たきりや認知症にならない状態で生活できる期間」のことで、平均寿命から支援や介護が必要となる期間を差し引いた寿命のこと。

### 健康推進員（P 50）

一人ひとりの自主的な健康づくりを支援するとともに、地域での健康づくりを推進するリーダー。市が開催する「健康推進員養成講座」の修了者。

### 健康増進法（P 1, 3）

国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本方針を定めた法律で、平成 14 年（2002 年）に制定された。

### 健康マイレージ事業（P 36, 45）

健康寿命の延伸を目指し、行政・企業等が連携して、社会全体で継続して健康づくりを推進するため、市町・医療保険者等と協働して事業を実施している。健（検）診の受診や健康づくり教室等への参加、ウォーキングなどを実践して、ポイントを貯め、特典が受けられるもの。

### 県民意識調査（P 37, 39, 49）

平成 29 年度「健康づくりに関する県民意識調査」のこと。山口県が「健康やまぐち 21 計画（第 2 次）」の推進に向けて、「健康格差の減少」を図るための基礎資料として、県内在住の 20～79 歳の男女 18,941 人を対象とし、平成 29 年 7 月 1 日～7 月 31 日までの期間に実施した調査。

### こころのサポーター（P 38, 51, 52, 53）

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る）を図ることができる人のこと。ゲートキーパーと同様の意味。

## さ行

### 自殺対策基本法（P 2, 3）

自殺の予防と防止、自殺者の親族等に対する支援の充実を目的として、平成 18 年（2006 年）に制定された。

### 受動喫煙（P 32, 39, 40）

喫煙により生じた副流煙（たばこの先から出る煙）、呼出煙（喫煙者が吐き出した煙）を発生源とする、有害物質を含む環境たばこ煙（ETS）に曝露され、それを吸入すること。

### 食生活改善推進協議会（P 50）

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、自分や家族、そして地域の食生活改善（食育）をめざし、食を通じた健康づくりのためのボランティア団体。市が開催する「食生活改善推進員養成講座」の修了者である食生活改善推進員で構成。

### 生活習慣病（P 10, 14）

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称。脳血管疾患、心疾患、および脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などはいずれも生活習慣病。

### ソーシャル・キャピタル（P 1, 7, 49）

人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。

## た行

### 地域自殺実態プロファイル（P 26）

自殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。

### DX（P35）

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略で、デジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセスを根本的に変革すること。

### 特定健康診査（P 44）

メタボリックシンドロームの状態を早期にみつけるための健康診査。国の特定健康診査等基本方針に即して各保険者が作成する特定健康診査

査等実施計画に基づき、40歳～74歳の被保険者およびその被扶養者を対象に行う。

## は行

### BMI（ビイエムアイ）（P44）

Body Mass Index（体格指数）の略で、体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で算出される体格の状況を示す指数。判定基準は、18.5未満で「低体重（やせ）」、18.5以上25未満で「普通体重」、25以上で「肥満」となる。

### 母子保健推進協議会（P50）

地域における子育て支援の担い手として「子育て輪づくり活動」等、自主的な組織活動を行っている団体。市から委嘱を受けた母子保健推進員で構成。

### パブリックコメント（P5）

市の施策立案の過程で、市民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。

## ま行

### メタボリックシンドローム（P44）

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上の症状が一度に出ている状態をいう。



## や行

### 要介護・要支援者（P 18, 30）

介護保険法に基づく介護保険サービスを受ける際の分類で、要支援は日常生活に見守り支援を必要とする状態の者。要介護は日常生活において介護を必要とする状態の者。

## ら行

### ライフステージ（P 34, 45）

年齢に伴って変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職など、人生の節目にあって、生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をいう。

### レセプト（P 18, 30）

患者が受けた保険診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療報酬の明細書。

### 6024（ロクマルニイヨン）・8020（ハチマルニイマル）（P 31, 42）

歯科健康目標として、60歳で24本以上、80歳で20本以上の歯を残そうとするのが主目的の歯科に関する取組の運動。厚生労働省や日本歯科医師会により推進されている。

永久歯の数は28本で第三大臼歯（親知らず）の4本を合わせると32本となる。



## 2 山陽小野田市健康づくり推進協議会規則

---

平成17年3月22日

規則第117号

改正 平成18年3月31日規則第17号

平成20年3月31日規則第24号

平成22年3月31日規則第18号

平成25年3月12日規則第4号

平成30年3月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第30号)第3条の規定に基づき、山陽小野田市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、20人以内とし、健康づくりに関連する団体に所属する者及び公募により選出された市民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第6条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部健康増進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第24号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第18号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月12日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第14号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

### 3 山陽小野田市健康づくり推進協議会名簿

令和7年3月31日現在

	氏 名	団 体 名
1	いのうえ さちこ 井 上 幸 子	山陽小野田市連合女性会
2	うえき とおる 植 木 亨	山口県精神保健福祉士協会
3	うめざき やゆみ 榎 崎 八 由 美	山陽小野田市民生児童委員協議会
4	え や せいじ 恵 谷 誠 司	山陽小野田市立山口東京理科大学
5	こやなぎ ともはる 小 柳 朋 治	山陽小野田市健康増進計画推進委員会
6	たかき り よ 高 木 理 代	山陽小野田市母子保健推進協議会
7	たなか ひろき 田 中 裕 基	山陽小野田歯科医師会
8	ちちまつ まさとし 千 々 松 正 俊	山陽小野田市自治会連合会
9	ど い さつき 土 井 さつき	一般公募
10	は せ りょうすけ 長 谷 亮 佑	山口大学大学院医学系研究科（学識経験者）
11	はんや さちこ 半 矢 幸 子	山陽小野田市食生活改善推進協議会
12	ひろた かつひろ 廣 田 勝 弘	山陽小野田医師会
13	ふくはま えいしろう 福 濱 栄 士 郎	ヤクルト山陽山口本社（職域代表）
14	ますもと はるみ 榊 本 晴 美	一般公募
15	まつがき ひろあき 松 垣 裕 明	山陽小野田薬剤師会
16	みつい ようこ 三 井 洋 子	山口県栄養士会
17	み と ひろし 三 戸 洋	山口県理学療法士会
18	もりしげ たけし 森 重 健	山陽小野田市小学校校長会
19	もりしげ ようこ 森 重 陽 子	山陽小野田市社会福祉協議会
20	やまもと ひろこ 山 本 浩 子	山口県看護協会小野田支部